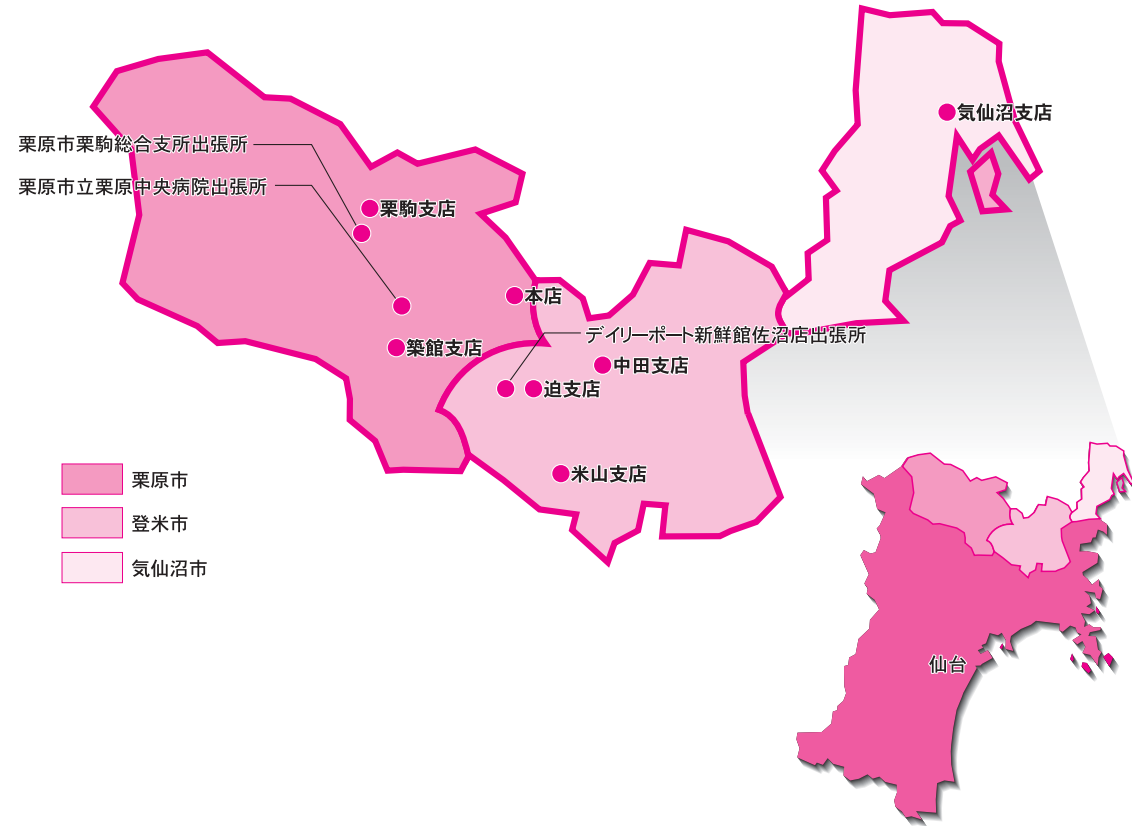


コミュニティバンク せんぽくの現況

2010 ディスクロージャー

営業店舗・ATM等の所在地



営業店舗所在地

<p>本 部 〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL0228-32-3014(代) FAX0228-32-5075</p>	<p>気仙沼支店 (ATM設置台数…1台) 〒988-0017 宮城県気仙沼市南町一丁目2番1号 TEL0226-24-4000(代) FAX0226-23-2767</p>
<p>本 店 (ATM設置台数…1台) 〒989-5501 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地 TEL0228-32-2586(代) FAX0228-32-5150</p>	<p>栗駒支店 (ATM設置台数…1台) 〒989-5301 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎六日町48番1 TEL0228-45-1517(代) FAX0228-45-5357</p>
<p>築館支店 (ATM設置台数…2台) 〒987-2252 宮城県栗原市築館葉師四丁目6番35号 TEL0228-22-2376(代) FAX0228-23-6887</p>	<p>米山支店 (ATM設置台数…2台) 〒987-0321 宮城県登米市米山町西野字片平小路25番地 TEL0220-55-4155(代) FAX0220-55-4153</p>
<p>迫支店 (ATM設置台数…2台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字小金丁1番地の4 TEL0220-22-3095(代) FAX0220-22-8390</p>	<p>中田支店 (ATM設置台数…2台) 〒987-0601 宮城県登米市中田町石森字加賀野一丁目8番地の11 TEL0220-35-2100(代) FAX0220-34-7234</p>

店外ATM店

<p>栗原市立栗原中央病院出張所 (設置台数…1台) 〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目1番地1</p>	<p>栗原市栗駒総合支所出張所 (設置台数…1台) 〒989-5392 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎円鏡寺後155番地</p>
<p>デイリーポート新鮮館佐沼店出張所 (設置台数…1台) 〒987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字大綱上17番地</p>	



コミュニティバンクせんぽくの現況
2010 ディスクロージャー

発行者 仙北信用組合
 理事長 佐藤 壽之
 宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
 TEL0228-32-3014 FAX0228-32-5075
<http://www.senpoku.shinkumi.jp>
 e-mail: senpoku@pluto.plala.or.jp
 問合先 本部総合企画部 企画課
 発行日 平成22年7月30日



CONTENTS

ごあいさつ	2
当組合の概要	2
事業方針	3
役員一覧 (理事及び監事の氏名・役職名)	3
事業の組織	3
平成21年度の業績について	4
□ 事業概況	4
組合員と総代会制度	5
□ 組合員	5
□ 総代会制度	5
□ 総代の任期と定数	5
□ 第55回通常総代会の決議事項	5
□ 組合員の推移	5
□ 総代一覧	6
せんばくの内管理態勢	6
□ コミュニティバンクせんばくの 行動綱領	6
□ コンプライアンス体制 (法令遵守)	6
□ リスク管理体制	7
□ 個人情報保護宣言	8
□ 当組合の苦情等処理 取り扱いについて	9
地域貢献に関する情報開示	9
□ 地域貢献	9
「地域密着型金融」の 取組み状況について	9
□ 中小企業者への支援活動	10
□ 経営改善支援の取組み実績	10
□ 創業・新事業支援融資実績	10
□ 中小企業に適した資金供給手法	10
主要な事業内容	11
□ 業務の内容	11
営業のご案内	11
□ 手数料一覧	11
資料	13
□ 当組合の歩み (沿革)	13
□ 経理・経営内容	14
□ 資金調達	20
□ 資金運用	20
□ 国際業務	21
□ 証券業務	21
□ その他業務	21
□ リスク管理債権の状況、 金融再生法開示債権の状況	22
□ 貸出金の償却、貸倒引当金	22
□ 自己資本の充実の状況について	23
□ 自己資本の充実度に関する事項	24
□ 信用リスクに関する事項	25
□ 信用リスク削減手法に関する事項	27
□ 派生商品取引及び長期決済期間取引	27
□ 証券化エクスポージャーに関する事項	27
□ オペレーショナル・リスクに関する事項	27
□ 出資等エクスポージャーに関する事項	27
□ 銀行勘定における金利リスクに関する事項	28
□ 用語解説	29



ごあいさつ

皆様には、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（平成21年度第55期）をまとめましたので、ご理解を深めていただく資料として、こ高覧賜りたいと存じます。

仙北信用組合は、地域の皆様に本当にお役に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願い申し上げます。

平成22年7月9日

仙北信用組合
理事長 佐藤 壽之

当組合の概要

名称	仙北信用組合
略称	コミュニティバンクせんばく
理事長	佐藤 壽之
所在地	宮城県栗原市若柳字川北中町11番地
設立	昭和30年8月3日
性格	地域信用組合
総資産	32,500百万円
自己資本	1,011百万円
営業地区	栗原市、登米市、気仙沼市
営業時間	午前9時から午後3時 (中田支店は、午後7時まで)
現金自動預払機稼働時間	平日 午前7:00～午後10:00 土・日・祝日 午前8:00～午後8:00 年末日 午前8:00～午後8:00 正月三が日、ゴールデンウィークも稼働しております。 ただし、栗原市立栗原中央病院出張所は 平日 午前8:30～午後8:00 土・日・祝日 午前9:00～午後5:00 年末日 午前9:00～午後5:00 正月の1月3日はお休みです。
組合員数	17,879名
事業内容	預金業務、融資業務、為替業務、サービス業務、相談業務

事業方針

経営理念

1. 社会的使命
私たちは常にお客様へのサービス向上に努め、地域の中小零細企業および勤労者の経済・社会・生活の健全な発展に貢献します。
2. 経営姿勢
私たちは「自己責任原則」を基本に努め、開かれた経営を実践します。
3. 行動規範
私たちは誠実・公正な行動により、社会からの信頼の確保に努めます。

基本方針 地域の発展に奉仕します

仙北信用組合は、協同組合組織金融機関として組合員のみなさまの社会的、経済的地位の向上に役立つことを目標に、地縁・人縁の特性を生かして地域に密着し、地域の発展に貢献いたします。

経営方針 堅実運営に徹します

1. 経営の健全性の確保と体質の強化
2. リスク管理態勢の整備
3. 経営基盤の拡充・強化
4. 法令等の遵守
5. 人材の育成と確保

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）

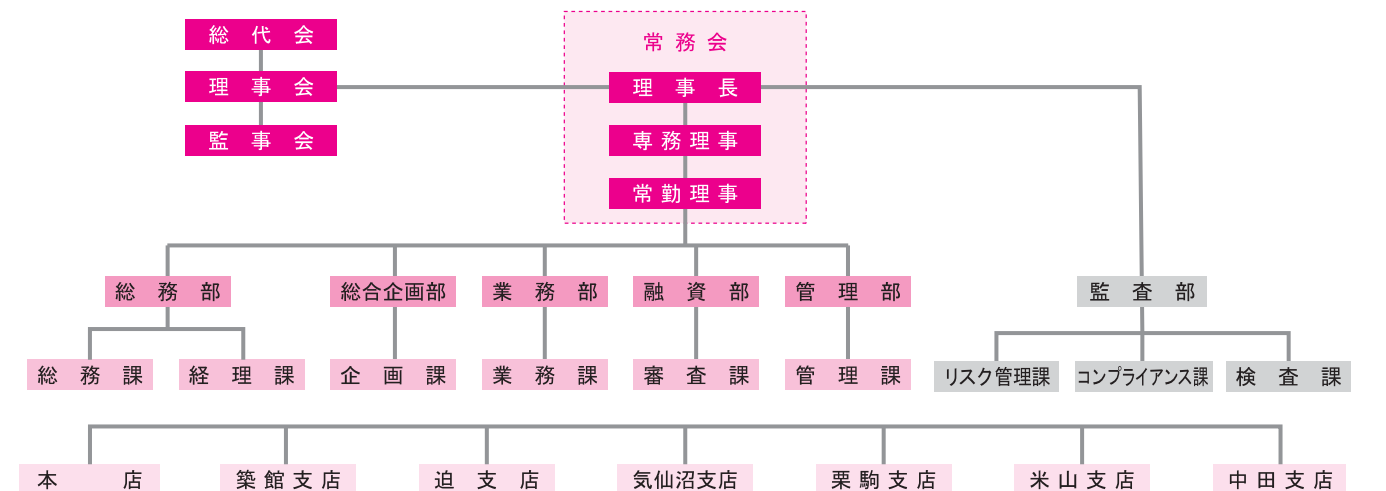
平成22年7月1日現在

〔理事〕		〔監事〕	
理事長 (代表理事)	佐藤 壽之	理事	阿部 時雄
専務理事 (代表理事)	安部 仁喜	理事	今野 秀俊
常勤理事	三浦 幸雄	理事	千葉 守
理事	千葉 節朗	監事	中嶋 慶次
理事	野口 春幸	監事	田口 安浩
理事	伊藤 俊郎	監事 (員外)	細川 謹司
理事	後藤 眞		

注) 当組合は、職員出身者以外の理事7名の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

事業の組織

平成22年4月1日現在



平成21年度の業績について

事業概況

(1) 事業概況等

イ. 事業方針

21年度は、当組合の経営理念である「社会的使命」、「経営姿勢」、「行動規範」を信条のもと、経営方針に「経営基盤の強化」、「経営力・組織力の強化」、「健全経営の確保」を目標に掲げ、中小零細企業者・勤労者の資金ニーズに応えるとともに、経営にかかる相談・助言、経営改善の支援および多重債務の改善に対する支援等に積極的に取り組んでまいりました。

ロ. 金融経済環境

21年度のが国経済は、一昨年来の世界的な金融危機の影響を受け、企業収益の大幅な減少、個人消費の低迷、更には雇用情勢が大幅に悪化するなかで、極めて厳しい状況が続いた。後半に入ると、景気は持ち直しの動きが見られるが、依然として失業率が高水準で推移しているなど不透明な状況下であります。

一方、金融面では、債券等関係損益の改善、不良債権処理や株式等の減損処理の減少等により収益環境は改善しているものの、景気低迷による企業倒産増加の懸念など、金融機関の経営は引き続き厳しい状況が続いている。このような状況の中、昨年末には中小企業者や生活者の資金繰りの緩和、経営や生活の再建を支援する観点から「中小企業等金融円滑化法」が成立・施行されるなど、中小企業等に対する一層の金融の円滑化が求められた。

当組合の主たる取引先である中小零細事業者は、少子高齢化や公共事業の削減等による経済の疲弊が深刻化する中で、売上の減少や単価の下落による収益低下など厳しい経営を余儀なくされ、また一般商店等においては、業態間競争の中で更に厳しい経営環境に追い込まれている。そうした中、信用組合の使命である地域中小零細企業者への円滑な資金提供すべき取組みとして、昨年末および3月中において窓口・休日相談会を開催するなど積極的に推進を図りました。

ハ. 業績

(1) 預金積金

21年度は、「懸賞金付定期預金」、「九州一周旅行積立」等の発売に努めましたが、地域経済の低迷により、期末残高35,200百万円の計画に対して、実績は31,284百万円と計画を3,915百万円下回った。平均残高においても実績は33,820百万円と計画を1,179百万円下回った。また、前年度と比較すると期末残高において571百万円減少、減少率が1.79%、さらに平均残高においても、782百万円減少、減少率が2.26%下回りました。

(2) 貸出金

地域経済が低迷する中「緊急保証融資」、「スーパー・フリーローン借得」等、組合員の資金ニーズに応えるべき融資推進を積極的に行ったが、期末残高実績は22,717百万円と計画を2,582百万円下回った。平均残高においても実績は23,652百万円と計画を1,347百万円下回った。また、前年度と比較すると期末残高において1,413百万円減少、減少率が5.85%、さらに平均残高においても、984百万円減少、減少率が3.99%下回る結果となりました。

(3) 損益

経常収益は、970百万円と計画を95百万円下回り、更に前年度よりも78百万円下回った。主な要因は、地域経済の低調による資金需要が停滞したことと、市場金利の低下により資金運用収益が計画どおりに確保出来なかったことによるものです。

経常費用は、1,066百万円と計画を17百万円上回ったが、前年度よりも317百万円下回った。主な要因は、地域経済の低調および市場金利の低下により個人、法人預金の減少したことにより資金調達費用で33百万円の減少。更に今期も経費等の節減し、計画に対して41百万円減少しました。反面、資産査定において、今期も取引先の倒産、業績悪化、地価の下落等、将来の損失に備えて貸倒引当金の積み増しを行ったため、計画に対して84百万円の増加となった。その結果、当期純利益は、計画を113百万円下回る97百万円の赤字計上となりました。

また、経営基盤強化を図るため、全国信用協同組合連合会から優先出資を受けていることと赤字決算となりましたので、今期も組合員の皆様には大変ご迷惑を掛けますが無配とすることとなりました。

ニ. 事業の展望

協同組合組織金融機関としての意義を再確認し、当組合の経営理念、経営方針の下、22年度の事業計画を積極的に推進してまいります。そのためには、役職員全員の共通認識とするのみならず、組合員にも周知し、参加意識を醸成することとし、「経営の健全性の確保と体質の強化」、「リスク管理体制の整備」、「経営基盤の拡充・強化」、「人材の育成と確保」等と全国信用協同組合連合会に提出した経営健全化計画を柱に将来の安定した黒字体質づくり、早期復配への道筋をつけることが、組合員に報いる最善の方策と判断し、推進してまいります。

組合員と総代会制度

組合員

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織です。

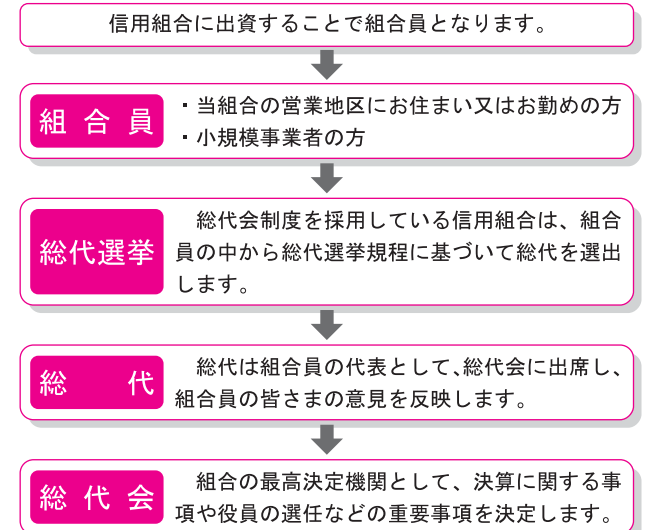
組合員は当組合が営業する地区にお住まいか、お勤めの皆さま、小規模の事業者の皆さま等が組合員になる資格を有していますが、従業員数が300名以上など一定規模を超える事業者の方は組合員になることはできません。これは中小規模の事業者の皆さまの公正な経済活動の機会を確保し、その経済的地位の向上を図ることを目的とした法律によるものです。組合員になる場合、一口1,000円以上の出資金が必要となります。当組合は、この出資金を基本に、組合員の皆さまや地域の皆さまからお預かりした預金を資金源として金融事業を行っています。

信用組合の運営のための重要な事項を決定する際は組合員全員で構成する「総代会」が最高議決機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総代会を通じて組合の経営に参加しています。

当組合では、総代会に限定することなく、理事長ダイレクト便や組合員懇談会・旅行を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会制度

組合員数が多い信用組合では、総代会の開催は事実上困難なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために、総会に代えて総代会制度を採用することもでき、当組合



も採用しています。総代会は組合員の皆さまによる選挙により選出された「総代」で組織し、当組合の様々な重要事項を決定しています。

総代の任期と定数

- (1) 総代の任期は2年です。
- (2) 総代の定数は100名以上140名以内で、各選挙区において

組合員数に比例した割合で決められています。なお、平成22年3月31日現在の総代数は114名、組合員数は17,879名です。

第55回通常総代会の決議事項

平成22年6月18日に第55回通常総代会を開催し、当日は総代114名のうち、出席76名（うち、委任状による代理出席20名）のもと、次の決議事項が付議され、第1号議案から第6号議案まで原案のとおり可決承認され、第7号議案は否決されました。

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 第55期貸借対照表、損益計算書承認の件ならびに損失処理案承認の件 |
| 第2号議案 | 第56期事業計画および収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 平成22年度借入金最高限度額および借入先金融機関承認の件 |
| 第4号議案 | 定款の一部変更に関する件 |
| 第5号議案 | 組合員除名に関する件 |
| 第6号議案 | 理事任期満了に伴う理事選出の件 |
| 第7号議案 | 退職役員に対する退職慰労金贈呈の件 |



組合員の推移

区分	平成20年度末	平成21年度末
個人	16,669	16,862
法人	1,010	1,017
合計	17,679	17,879

● 堅固なせんぼくの存立基盤

せんぼくの組合員は、地元のしんくみ仲間として、毎年着実に増加しております。組合員は17,879人（平成22年3月末現在）となっており、地元の取引先から高い信頼をいただいている結果だと受け止め、今後とも地域社会に密着して組合員本位の活動を展開してまいります。

総代一覧

(順不同) 平成22年4月1日現在

(第1地区) 栗原市 (若柳、志波姫)、登米市 (石越町)

伊藤 智浩	伊藤 正吾	猪股 研
及川 明	大内 和宏	岡本 邦雄
小野寺 健太郎	小野寺 正壽	川嶋 保美
菅野 厚子	国本 正敏	後藤 敏
後藤 信男	佐々木 秀雄	佐藤 良文
鈴木 得男	只見 直美	千葉 清
千葉 節朗	千葉 鉄夫	千葉 芳照
新田 一雄	土生 浩也	三浦 忠博

(24名)

(第2地区) 栗原市 (築館、一迫、高清水、瀬峰、花山)

石沢 賢士	上西 二三男	亀田 伸男
狩野 忠由	菊地 和彦	今野 敏昭
佐藤 勝郎	佐藤 洋子	佐藤 要治
菅原 恭夫	菅原 勝直	菅原 洵子
曾根 永行	野口 春幸	長谷川 翼
兵藤 國利	松枝 照明	和田 雅弘

(19名)

(第3地区) 登米市 (迫町)

阿部 賢悟	阿部 泰彦	伊藤 俊郎
石川 法夫	岩間 明男	及川 克則
加藤 節夫	可野 隆夫	後藤 功一
佐竹 孝行	佐藤 勝彦	佐藤 哲弥
高橋 久寿	田口 安英	武山 英昭
三浦 博	三浦 義明	武川 毅

(18名)

(第4地区) 気仙沼市

浅倉 真理	安藤 竜司	及川 幸恵
梶原 安智	後藤 眞	斎藤 克之
斉藤 純夫	谷村 明信	千葉 喜代子
藤田 明夫		

(10名)

(第5地区) 栗原市 (栗駒、金成、鷺沢)

阿部 時雄	小野寺 良隆	黒田 敏男
後藤 紀美夫	佐々木 和典	佐々木 孝義
佐々木 仁和子	佐藤 憲一	菅原 長一
菅原 洋	菅原 宗勝	鈴木 秀一
高橋 金征	高橋 利夫	高橋 勝
太宰 武弘	千葉 国男	芳賀 恭
三浦 治	渡邊 淳	

(20名)

(第6地区) 登米市 (米山町、南方町、登米町、豊里町、津山町)

阿部 幹男	新井 信博	伊藤 克成
加藤 亮	木村 和宏	今野 秀俊
佐々木 伸	主藤 敏寛	菅原 慶一
武田 節夫	千葉 治男	千葉 英明

(12名)

(第7地区) 登米市 (中田町、東和町)

飯塚 敏郎	石川 久	石塚 義隆
片岡 大助	日下 俊	熊谷 貞雄
鈴木 重司	田口 安浩	千葉 守
蛭田 宗生	三浦 孝次郎	

(11名)

せんぼくの内部管理態勢

コミュニティバンクせんぼくの行動綱領

- 信用組合の公共的使命
- キメ細かい金融等サービスの提供
- 法令やルールの厳格な遵守
- 地域社会とのコミュニケーション
- 職員の人権の尊重等
- 環境問題への取組み
- 社会貢献活動への取組み
- 反社会的勢力との対決
(社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除する。)

コンプライアンス体制 (法令遵守)

信用組合の生命というべき信用とその公共的使命・社会的責任を常に念頭に置き、法令等の遵守と当組合の経営理念を実現するために自己の責任において「行動綱領」に基づいて地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念としています。

当組合では、コンプライアンス (法令遵守) を経営の最重点課題に位置付け、コンプライアンス統括部門にコンプライアンス課を事務局に据えコンプライアンス委員会を設置いたしております。コンプライアンス委員会の委員長を理事長とし、本部・営業店においては課長・店長をコンプライアンス担当者に任命して、コンプライアンス体制の整備を図っています。さらに、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士等の外部の専門家の助言をいつでも受けられる体制を整備しております。

また、コンプライアンスへの取組みの基本方針に基づくコンプライアンスマニュアルおよびコンプライアンスプログラムを適宜

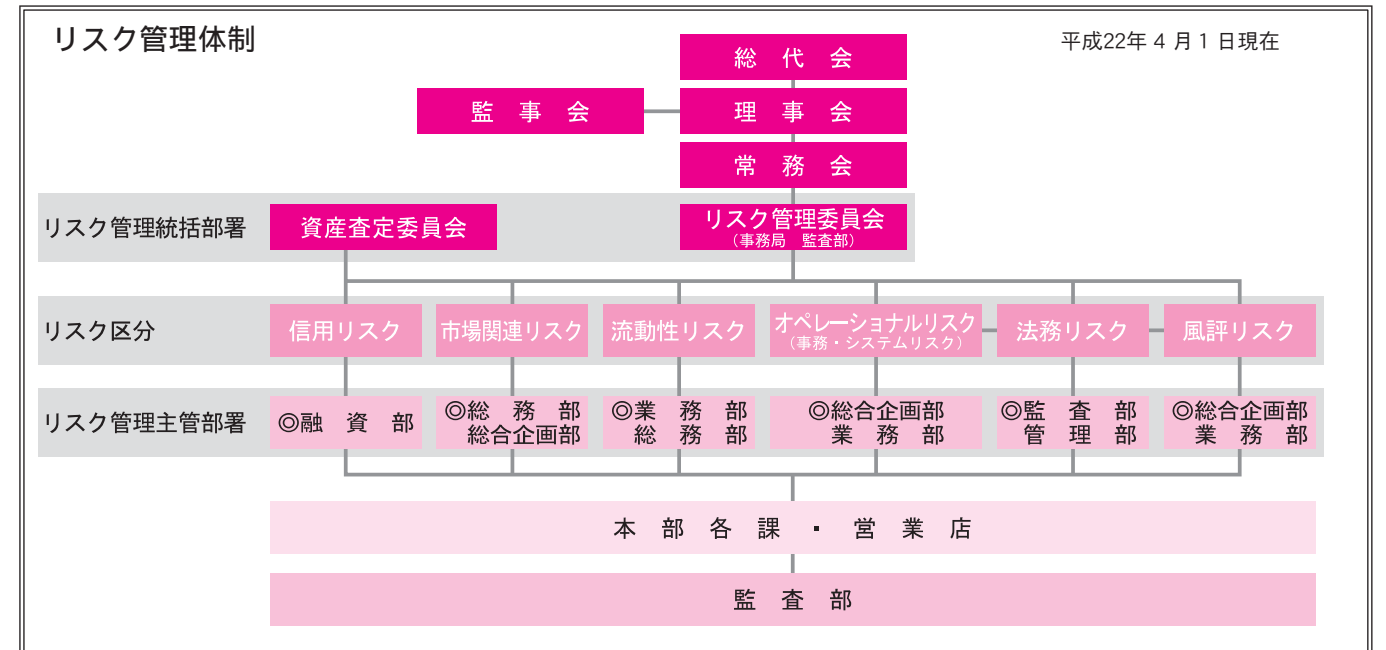
に見直し、それに則って毎月本部・営業店でコンプライアンス研修会を実施し、常にコンプライアンス情報、指導等を行い、四半期毎に本部・営業店における法令遵守状況、自己申告チェックリスト等をチェックしてコンプライアンス課および理事長に報告しております。

今後におきましても、コンプライアンス担当者への教育、研修会等を強化するとともに役職員にコンプライアンス・オフィサー認定資格を奨励し、平成21年度は新たに9名が取得いたしました。さらにコンプライアンスに対する意識の向上と具体的な行動を徹底し、各種規定、事務取扱要領等の制定・見直しを行い、内部管理体制やチェック機能の整備に取組み法令違反の未然防止を図り、地域の皆さまに安心してお取引していただける金融機関を目指してまいります。

リスク管理体制

金融機関を取り巻く環境が大きく変化中、金融機関が直面するリスクも多様化、複雑化しています。よって、当組合では、これらのリスクを的確に捉え、経営体力に比して過大とならないよう適切に管理していくことが、「リスク管理態勢の充実」に繋がることと位置づけ、更なるリスク管理体制の強化に努めております。

当組合は業務上、管理すべくリスクを信用リスク、市場関連リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク (事務・システムリスク)、法務リスク、風評リスクの6つに区分し、それぞれのリスク管理主管部署が適切に管理するとともに、リスク管理統括部署が組織横断的に統合的なリスク管理を行い、より一層の経営の健全性維持と安定した収益の確保に努めていきます。



信用リスク

信用リスクとは、お取引先企業・個人の業況の悪化等により、貸出金の回収が不能となったり、利息の徴収が不能となるリスクのことで、金融機関が晒されるリスクの中で最も重要かつ基本的なリスクです。

当組合では貸出資産の健全性の維持・向上を図るために、半期・年度での適時・適切な貸出資産の査定実施、担当部署による債権モニタリング (貸出実行検査など) を主眼とした融資監査の実施等により信用リスクの管理を行ってまいります。

また、組織面では営業部 (営業推進) 部門・融資 (審査) 部門・管理部門をそれぞれ独立させ、部門間における相互牽制を実施してまいります。

さらに、本部において、事前案件の検討会議の開催や融資部、管理部合同の営業店期中管理のヒアリングを実施し、信用リスクの評価を反映した、融資方針の策定など、リスク管理体制整備に取り組み、適正な貸出審査・中間管理体制の強化を行ってまいります。その上で、自己責任に基づく適正な資産査定を実施し、適切な償却・引当を行い、貸出資産の健全性確保及び不良債権の発生未然防止に努めてまいります。

市場関連リスク

市場関連リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度合いを常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況を把握するとともに変動するリスクの把握に努め、種類別や期間別に基準金利の設定等を行ない、適切なコントロールにより、資産・

負債の総合的な管理を行ってまいります。

また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会 (理事会) に報告を行い、迅速的確な対応が取れる体制を構築してまいります。

流動性リスク

流動性リスクとは、市場の混乱等により通常の取引が不能となることで損失を被ったり、風評等で資金繰りに支障をきたすリスクのことで、

当組合では流動性管理として、日々の資金 (定期性預金・流動性預金・現金・預け金・貸出金など) 状況から市場流動性の状況を適切に把握していくとともに、即日資金化できる資産を確保してまいります。

事務リスク

事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、

当組合では、事務処理にかかる内部事務規定等を整備し、正確かつ厳正な事務処理を通じて、お客様に信頼していただけるよう努めてまいります。

また、事務リスク管理については、内部事務規定等に基づき監査部が本支店に対し定期的内部 (臨店) 検査・指導を実施する一方、本支店にも店内検査の定期的実施を義務づけるなど内部牽制の強化により、事故の未然防止に向け万全の体制を構築してまいります。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムの障害、不正利用あるいは自然災害などにより損失を受けるリスクのことで、

コンピュータシステムは金融機関にとって必要不可欠なものであり、安全かつ有効に機能させていくこととして、当組合では、定期的にオンラインシステムの各種機器の点検を実施していきます。また、当組合が加盟しているSKC（共同）センターは、システムの安全性や信頼性、遵守性を確保するためにシステムリスクに係る外部監査を導入し、システムの企画・開発管理、障害対策を含めた運用管理、さらに顧客情報を保護するためのセキュリティ管理などを推進し、安全かつ信頼性の高いシステム機能維持に万全を期していきます。

● 法務リスク

法務リスクとは、当組合の経営やお客様とのお取引等において、法令や組合内規程等に違反する行為並びにそのおそれのある行為（コンプライアンス違反行為）が発生し、当組合の信用失墜や法的な責任追及を受けることにより損失を破るリスクのことで

す。当組合では、基本方針、経営理念、コンプライアンス・マニュアル、プログラム等に基づき、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の整備を行い、各種業務における法務リスクの検証と適切な

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令等（以下、法等という。）を遵守して以下の考え方にに基づきお客様の情報を厳格に管理し、お客様のご希望に沿って取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言等につきましては、内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに常時掲載及び本支店等の窓口等に掲示することにより公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、個人情報の保護に関する法律に基づき、お客様の個人情報を別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用し、それ以外では利用いたしません。

また、特定の個人情報の利用目的が法令等に基づき限定されている場合には、当該利用目的以外で利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

利用目的

- ・各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込受付のため。
- ・本人確認法に基づくご本人さまの確認等や金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため。
- ・預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため。
- ・融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため。
- ・適合性の原則に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかるとの妥当性の判断のため。
- ・与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ・他の事業者等より個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ・お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため。
- ・市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金

管理により、当組合の損害の未然防止、極小化を図り、もって信用の維持、確保に努めていきます。

● 風評リスク

風評リスクとは、一部の金融機関及び信用組合業界の動向に対する評判の悪化がお客様の信用不安を招き、当組合が影響を被るリスクのことで

す。当組合では「地域になくしてはならない金融機関」とみなさまに感じていただけるよう、常日頃から役職員が、日常業務及び地域との関わりを通じ、お客様との強い信頼関係の構築に励んでいきます。

さらにディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当組合の経営の健全性を広くお客様に伝達するとともに、常に公共報道やインターネット等を利用した風評情報によるお客様の動向の変化にも注視するなど、モニタリングの実施にも力をいれていきます。そして当組合の評判に影響を及ぼすと思われる事項については情報を正確に把握、原因を究明し、迅速、的確に風評リスクを回避するための万全の方策を講じ、風評リスク管理体制を確立していきます。

融商品やサービスの研究や開発のため。

- ・ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため。
- ・提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため。
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため。
- ・組合員資格の確認及び管理のため。
- ・その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。
- ・お客様の安全及び財産を守るため、または防犯上の必要から、防犯ビデオカメラの映像を利用すること。

2. 個人データの第三者提供

当組合は、上記利用目的の範囲内で当組合が別紙に表示する第三者へ個人データを提供しております。これ以外には、次の場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。

- （1）法令等により必要とされている場合。
 - （2）お客様または公共の利益のために必要であると考えられる場合。
- なお、お客様の個人データについて第三者提供の停止をご希望の場合は、当組合の本支店窓口までご連絡ください。

3. 個人データの委託

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データに関する取扱を外部に委託する場合があります。その場合には、適正な取扱を確保するための契約締結、実施状況の点検などを行います。

4. 個人データの共同利用

当組合は、上記利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定のものと共同利用しております。

5. 個人データの安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人データの漏洩・滅失等の防止その他の個人データの安全管理のため、組織的安全管理措置・技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人データの安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

6. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

（1）開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の開示のご依頼があった場合には、原則として開示します。

（2）訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

（3）利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人情報の利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

当組合の苦情等処理取り扱いについて

地域住民やお客様からの苦情等（トラブル等のリスク発生のある相談・照会）に対して誠意を持って対応することで、当組合の信頼性の向上及び事故・事件の未然防止を図ることを目的としています。

苦情等相談窓口

受付時間：午前9時～午後5時（土・日曜日・祝日を除く）

① 監査部コンプライアンス課

電話番号：0228-32-3014

② 理事長ヘダイレクト便

各店窓口へ備え付けの理事長ダイレクト便封筒をご利用くださ

地域貢献に関する情報開示

地域貢献

1. 地域貢献に関する経営姿勢

当組合は、栗原市若柳に本店を置き、栗原市、登米市、気仙沼市を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となつて、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組合組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるきめ細やかな取引を基本としており、常に顧客の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基盤にしております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上にも積極的に取り組んでおります。

「地域密着型金融」の取組み状況について

当組合では、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき「地域密着型金融推進計画」を策定し、以下のとおり取組みしております。引き続き「地域密着型金融」の必要性を考え、お客様や地域のニーズを的確に把握し、ビジネスモデルの確立・深化をしていくためにも、今後も積極的に業務改革に取り組んでまいります。

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

地域内外、他の支援機関等と連携して、経営力向上や事業承継等の先進的な経営支援を行い、小規模企業等が中長期的に発展するための経営基盤の強化について、地域力連携拠点事業を通じ、地域における中小企業支援機関等の機能強化に資することを目的とし取り組んでおります。

なお、これらのご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続きの詳細及びご請求用紙が必要な場合は当組合本支店窓口までお申出下さい。

7. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

個人情報取扱に関する窓口

監査部コンプライアンス課 電話番号：0228-32-3014

FAX番号：0228-32-5075

Eメール：senpoku@pluto.plala.or.jp

ホームページ <http://www.senpoku.shinkumi.jp>

い。

しんくみ苦情等相談所について

信用組合の業務に関するお客様からのご要望や苦情をお受けし、公平・公正な立場から円満な解決を図るために(株)全国信用組合中央協会が設置・運営している、苦情・紛争解決支援機関です。

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日曜日・祝日及び協会の休業日を除く）

電話番号：03-3567-2456

2. 文化的・社会的貢献活動に関する活動

●当組合では、ラムサール条約に指定されている伊豆沼・内沼の美しい環境を保全するために、春と秋のクリーンキャンペーン活動に毎年参加しており、平成21年度は職員29名が参加いたしました。

●夏祭り等の協賛活動では、長沼はすまつり、佐沼夏祭り、中田の秋祭り、築館薬師まつり、米山商工祭、津島神社煤払式・どんと祭などに参加いたしました。

●しんくみ献血活動として、9月に職員66名が献血に協力いたしました。

・経営力の向上支援

・創業、事業再生及び再チャレンジ支援

・事業承継支援

あらゆる事業ニーズに対応したワンストップサービスを行う相談窓口を設置し、必要に応じて各分野の専門家派遣を行っております。

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底
- ビジネスフリーローン
当組合営業地区内で事業を展開している法人または個人事業主を対象として発売
 - 法人会、同友会提携ローン
会員企業に対する経営相談ならびに会員サービスを充実させるため、会員向けに優遇した融資制度を創設

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献
- 栗原市提携「栗原市のぞみローン」
多重債務問題を解決するための債務まとめローンを栗原市と連携し取扱を行っております。
 - 登米市提携「とめ安心サポートローン」
多重債務問題を解決するための債務まとめローンを登米市と連携し、取扱を行っております。

中小企業者への支援活動

当組合では、中小企業支援センターを中心にお取引先の経営改善サポートや経営改善計画書の作成アドバイスなどを行っております。当センターでは、お取引先を訪問し、経営者との面談や現場調査等を通じて、企業の問題点・課題解決に向けた方策等をお取引先と共に考えております。

経営改善支援の取組み実績

【21年度（21年4月～22年3月）】

	期初債務者数 A	うち経営改善 支援取組み先 α	αのうち期末に債務者区分 がランクアップした先数 β			αのうち再生計画 を策定した先数 δ	経営改善支 援取組み先 =α/A	ランクアップ率 =β/α	再生計画策定率 =δ/α
			αのうち期末に債務者区 分がランクアップした先数 β	αのうち期末に債務者区 分が変化しなかった先数 γ	αのうち再生計画 を策定した先数 δ				
正常先①	3,699	0		0	0	—	—	—	
要注意先	うちその他要注意先② 248	16	0	16	4	6.45	—	25.00	
		うち要管理先③ 2	1	0	1	0	50.00	—	—
破綻懸念先④	75	7	3	4	5	9.33	42.86	71.43	
実質破綻先⑤	89	0	0	0	0	—	—	—	
破綻先⑥	37	0	0	0	0	—	—	—	
小計（②～⑥の計）	451	24	3	21	9	5.32	12.50	41.67	
合計	4,150	24	3	21	9	0.58	12.50	41.67	

(注)・期初債務者数及び債務者区分は21年4月初時点まで整理。
 ・債務者数、経営改善支援取組み先は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンなどの先は含まない。
 ・βには、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先数を記載。
 なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者はαに含めるもののβに含めない。
 ・期初の債務者区分が「うち要管理先」であった先が期末に債務者区分が「うちその他要注意先」にランクアップした場合はβに含める。
 ・期初に存在した債務者で期中に新たに「経営改善支援取組み先」に選定した債務者については（仮に選定時の債務者区分が期初の債務者区分と異なると

いたとしても）期初の債務者区分に従って整理すること。
 ・期中に新たに取引を開始した取引先については本表に含めない。
 ■γには、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先数を記載。
 ■みなし正常先については正常先の債務者数に計上すること。
 ・「再生計画を策定した先数δ」＝「中小企業再生支援協議会の再生計画策定先」＋「RCCの支援決定先」＋「金融機関独自の再生計画策定先」

創業・新事業支援融資実績

(単位：百万円)

	平成21年度	
	件数	金額
創業・新事業支援融資実績	1	40

(注)・創業・新事業支援に資金使途を限定した融資商品の実績のほか当組合融資等のうち創業・新事業支援としての実績の把握が可能なものも含んでおります。

中小企業に適した資金供給手法

(単位：百万円)

	平成21年度	
	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資の実績	0	0
うち、売掛債権担保融資	0	0
うち、動産担保融資	0	0

(注) 1.「動産・債権譲渡担保融資」はリース債権及びクレジット債権を担保とした融資を除きます。
 2. 残高は、当組合とお客様との間の直接の貸出契約であり、SPCや信託銀行を経由した取引は含みません。
 3. 動産・債権について、担保権設定契約をしているもののみを対象としております。

主要な事業内容

業務の内容

A. 預金業務

- (イ) 預金
当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
 (ロ) 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金は取扱っておりません。

B. 貸出業務

- (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
 (ロ) 手形の割引
銀行引受手形、商業手形及び為替手形の割引を取扱っております。

C. 商品有価証券売買業務

取扱っておりません。

D. 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

E. 内国為替業務

送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。

F. 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

G. 社債受託及び登録業務

取扱っておりません。

H. 金融先物取引等の受託等業務

取扱っておりません。

I. 信用組合の代理業者

全国信用協同組合連合会

J. 附帯業務

- (イ) 債務の保証業務
 (ロ) 有価証券の貸付業務
 (ハ) 国債等の引受け業務
 (二) 代理業務
 (a) 全国信用協同組合連合会、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 (b) 勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 (ト) 保護預り及び貸金庫業務
 (チ) 保険代理店業務

営業のご案内

手数料一覧

【平成22年7月1日現在】

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

為替手数料一覧

(単位：円)

種 類		組 合 員	一 般		
振 込	窓 口 利 用	当 組 合 自 店 あ て	無料		
		当 組 合 他 店 あ て	3万円未満	無料	210
		他 行 あ て (電 信 扱)	3万円以上	無料	420
		他 行 あ て (文 書 扱)	3万円未満	420	525
		他 行 あ て (文 書 扱)	3万円以上	630	735
	給 与 振 込	当 組 合 自 店 あ て	無料		
		当 組 合 他 店 あ て	無料		
	振 込	ATM利用			
		キャッシュカード・ローンカード利用	当 組 合 自 店 あ て	無料	
			当 組 合 他 店 あ て	無料	
現金振込		他 行 あ て	3万円未満	210	315
		他 行 あ て	3万円以上	420	525
他 行 カ ー ド		当 組 合 自 店 あ て	無料		
		当 組 合 他 店 あ て	無料		
		他 行 あ て	3万円未満	420	525
		他 行 あ て	3万円以上	630	735
		他 行 他 店 あ て	3万円未満	210	315
定 額 送 金	当 組 合 自 店 あ て	無料			
	当 組 合 他 店 あ て	3万円未満	無料	210	
	他 行 他 店 あ て	3万円以上	420	525	
代 金 取 立	当 組 合 本 支 店	無料			
	他 行	3万円未満	840	630	
そ の 他 の 手 数 料	振 込 送 金、取 立 手 形 (手 形、小 切 手) の 組 戻 料	630			
	不 渡 手 形 返 却 料	630			
手 数 料	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料	630			

※お振込みの取扱いは、18:10までとなります。(ATM利用時)
 ※平日15:00以降、ならびに土日祝日のお振込みは翌営業日扱いとなります。
 全国の信用組合が提携し、各地に設置されている自動機 (CD/ATM) の利用手数料が無料になる「しんくみお得ねっと」サービスをはじめしております。
 これにより、提携信用組合のキャッシュカードは、指定のサービス時間 (平日 8:45～18:00 土曜日 9:00～14:00) 内は、提携信用組合の自動機で利用手数料は無料で、現金の引出しができます。
 また当組合のキャッシュカードはセブンイレブンとイトーヨーカドーにあるセブン銀行ATMでもご利用いただけます。尚、上記の「しんくみお得ねっと」サービスタイム内の取引手数料は無料となります。

【平成22年7月1日現在】

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

融資手数料一覧

(単位：円)

種 類	組合員	一 般		
割引手形新規	1 通	1,050 1,575		
割引手形極度額 (新規・更新)	1 件	5,250 10,500		
手形貸付新規	"	1,050 1,575		
手形貸付新規 (預担)	"	525 1,050		
手形貸付極度額 (新規・更新)	"	5,250 10,500		
証書貸付新規	"	1,050 1,575		
当座勘定貸越新規	"	5,250 10,500		
事務取扱手数料	消費者ローン	スーパーフリーローン「借得」	"	無 料 無 料
		ポケットローン	"	無 料 無 料
		ピーターパン目的ローン	"	無 料 無 料
		カーライフローン「どらいぶ」	"	無 料 無 料
		マイカーローンレポート「お得意さん」	"	無 料 無 料
		シルバーライフローン	"	無 料 無 料
		せんぼく奨学ローン	"	無 料 無 料
		めざせ大物!	"	無 料 無 料
		おまとめローン「快傑くん」	"	無 料 無 料
		まとめてハッピーローン	"	10,500 15,750
事業者ローン	ビジネスフリーローン	"	無 料 無 料	
	しんくみパートナーズ	"	無 料 無 料	
	ポケットビジネスローン	"	無 料 無 料	
各種発行・照会手数料	融資残高証明書発行	"	525 1,050	
	融資証明書発行	"	2,100 3,150	
	利息支払証明書発行	"	525 1,050	
	住宅取得資金年末残高等証明書	"	525 1,050	
	ローンカード(事業者カード)発行	初回利用時	無 料 無 料	
不動産担保事務手数料	ローンカード再発行	1 枚	1,050 1,050	
	信用情報照会	1 件	2,100 3,150	
	①抵当権設定 (営業地区内物件の場合)	"	21,000 31,500	
	②抵当権変更登記(減額・増額・順位変更等) (営業地区内物件の場合)	"	21,000 31,500	
	③抵当権設定 (営業地区外物件以上(公共交通機関利用)) (営業地区外物件以上(公共交通機関利用))	"	31,500 42,000 31,500 42,000 プラス実費 プラス実費	
貸付事務手数料	固定金利から変動金利に移行	"	5,250 10,500	
	その他貸付条件の変更 (約定利率、約定日、貸出期間、弁済日、債務者、保証人変更等)	"	5,250 10,500	
	準消費貸借による条件変更	"	31,500 42,000	
繰上償還手数料	繰上償還 (借入経過期間 3 年以内)	"	5,250 10,500	
	繰上償還 (借入経過期間 3 年超 5 年以内)	"	3,150 5,250	
	繰上償還 (借入経過期間 5 年超 7 年以内)	"	1,575 3,150	
	繰上償還 (借入経過期間 7 年超)	"	無 料 無 料	
住宅ローン関連手数料	事務取扱手数料	"	21,000 31,500	
	条件変更手数料	"	5,250 10,500	
	資つな金ぎ 全国保証付住宅つなぎ資金 (組合)	5,250	10,500	
	住宅金融公庫	15,750	21,000	
その他の手数料	住まいるいちばん・新型ハウスの全国保証事務取扱手数料	52,500	52,500	
	住まいるいちばん金利選択型変更	1 件	5,250 10,500	
その他の手数料	火災保険確定日付事務取扱	1 通	2,100 3,150	
	公正証書事務取扱	1 通	5,250 10,500	

(注) 重複項目に該当する場合は、手数料の高い方を採用します。

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

各種手数料一覧

(単位：円)

種 類	組合員	一 般	
小切手交付料	1 冊 (50枚)	1,050 1,575	
	1 枚	42 105	
約束手形交付料	1 冊 (50枚)	1,050 1,575	
	1 枚	42 105	
マル専口座開設取扱手数料	割賦販売通知書(1枚)	3,150 5,250	
マル専手形発行手数料	1 枚	525 1,050	
自己宛小切手発行手数料	1 枚	525 1,050	
通帳、証書再発行手数料	1 枚	1,050 1,575	
キャッシュカード再発行手数料	1 枚	1,050 1,575	
預金残高証明書発行手数料	1 通	315 525	
その他証明書発行手数料 (出資金など)	1 通	315 525	
取引履歴発行手数料	1 件	315 525	
夜間金庫手数料			
入金袋 (喪失・毀損)	1 個	525 1,050	
夜間金庫投入鍵 (喪失・毀損)	1 個	3,150 5,250	
夜間金庫入金袋鍵 (喪失・毀損)	1 個	1,050 3,150	
株式払込金保管証明書発行手数料		保管金額の 0.3675% 保管金額の 0.750%	
但し最低株式払込金保管証明書発行手数料		10,500 15,750	
株式払込金受付票	1 枚	105 210	
株式(出資)払込金保管証明書再発行手数料		210 315	
株式(出資)申込事務取扱委託書		105 210	

(手数料は5%の消費税が含まれています。)

現金自動預払機 (ATM) 手数料一覧

(単位：円)

入 出 金	当組合カード		しんくみお得ネット		他金融機関		ゆうちょ銀行カード	
	出金	入金	出金	入金	出金	入金	出金	入金
平 日	7:00~8:45	105	無料	210	210		210	
	8:45~18:00	無料	無料	105	105		105	
土 曜	18:00~22:00	105	無料	210	210		210	
	8:00~9:00	105	無料	210			210	
日 曜 祝 日	9:00~14:00	無料	無料	105	210		105	
	14:00~20:00	105	無料	210			210	
8:00~20:00	105	無料	210	210		210		

※上記の時間は当組合ATMの営業時間です。金融機関により入出金のできる時間が違いますのでご了承ください。

資料

当組合の歩み (沿革)

- 昭和30年8月3日 / 法人設立
- 昭和30年8月6日 / 事業認可 栗原郡一円及び登米郡石越村を事業地域とする
- 昭和30年8月8日 / 本店開設 (栗原郡若柳町字川南南町43番地)
- 昭和31年10月8日 / 築館出張所開設 (栗原郡築館町字町屋敷54番地の1)
- 昭和32年5月5日 / 事業地域を登米郡迫町、南方村へ拡張
- 昭和32年11月8日 / 迫支店開設 (登米郡迫町佐沼字下田中54番地の1)
- 昭和34年5月1日 / 地区を栗原郡一円及び登米郡一円に変更
- / 築館出張所を築館支店に変更
- 昭和34年8月17日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字下田中51番地の1)
- 昭和40年4月1日 / 事業地域を気仙沼市及び本吉郡の一部 (本吉町、唐桑町) へ拡張
- 昭和40年4月15日 / 気仙沼支店開設 (気仙沼市南町二丁目2番25号)
- 昭和43年2月20日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字錦2番地の2)
- 昭和44年12月1日 / 築館支店移転 (栗原郡築館町字町屋敷57番地)
- 昭和45年6月1日 / 本店移転 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和45年10月3日 / 栗駒支店開設 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町66番地の2)
- 昭和50年11月17日 / 栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町67番地)
- 昭和52年9月12日 / 本店移転 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和52年11月24日 / 南町出張所開設 (栗原郡若柳町字川南南町21番地)
- 昭和53年9月18日 / 迫支店移転 (登米郡迫町佐沼字西佐沼110番地)
- 昭和54年8月20日 / 築館支店移転 (栗原郡築館町字伊豆野原18番地の2)
- 昭和56年4月13日 / 気仙沼支店移転 (気仙沼市南町一丁目2番1号)
- 昭和59年2月6日 / 迫支店新築移転 (登米郡迫町佐沼字小金丁1番地の4)
- 昭和59年8月13日 / 栗駒支店新築移転 (栗原郡栗駒町岩ヶ崎字六日町48番地1)
- 昭和61年7月31日 / 南町出張所廃止本店に統合
- 昭和61年10月17日 / 本店新築 (栗原郡若柳町字川北中町11番地)
- 昭和61年12月15日 / オンライン預金業務開始 (本店、迫支店)
- 昭和62年11月16日 / オンライン預金業務開始 (築館支店、気仙沼支店、栗駒支店)
- 昭和63年9月26日 / オンライン融資業務開始 (全店)
- 平成2年6月20日 / 米山支店開設 (登米郡米山町西野字片平小路25番地)
- 平成3年5月7日 / 第三次オンライン稼働
- 平成8年4月22日 / 築館支店新築移転 (栗原郡築館町葉師四丁目6番35号)
- 平成11年5月6日 / ポスト第三次オンライン稼働
- 平成12年4月1日 / 郵政省とのオンライン提携稼働
- 平成13年7月1日 / デビットカード取扱開始
- 平成13年11月1日 / 損害保険代理店業務開始 (取扱店 全店)
- 平成14年7月1日 / 栗原中央病院出張所ATMオープン
- 平成15年3月11日 / マックスバリュ築館店出張所ATMオープン
- 平成15年12月1日 / 中田支店開設 (登米郡中田町石森字加賀野一丁目8番地の11)
- 平成16年5月31日 / アイワイバンク (現セブン銀行) とのオンライン提携稼働
- 平成16年7月26日 / 米山支店ATM増設
- 平成16年11月3日 / デイリーポート 新鮮館佐沼店出張所ATMオープン
- 平成17年5月6日 / 他行カード振込業務開始
- 平成17年7月11日 / 栗原市栗駒総合支所出張所ATMオープン
- 平成18年1月4日 / 統合ATM (CDネット提携) の相互入金業務開始
- 平成18年9月5日 / 地区を栗原市、登米市、気仙沼市及び本吉郡本吉町に変更
- 平成19年5月8日 / 第5次オンライン稼働
- 平成20年8月21日 / マックスバリュ築館店出張所ATM廃止
- 平成20年8月25日 / 端末機更改

■ 経理・経営内容

● 貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金 額	
	平成20年度	平成21年度
現金	945,173	941,170
預け金	6,755,377	7,300,787
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
商品国債	—	—
商品地方債	—	—
商品政府保証債	—	—
その他の商品有価証券	—	—
有価証券	1,745,878	2,014,651
国債	901,441	693,911
地方債	727,437	1,102,289
短期社債	—	—
社債	100,000	200,000
株式	17,000	18,450
その他の証券	—	—
貸出金	24,130,371	22,717,009
割引手形	87,257	69,665
手形貸付	1,421,583	1,186,665
証書貸付	21,339,998	20,147,811
当座貸越	1,281,531	1,312,867
外国為替	—	—
外国他店預け	—	—
外国他店貸	—	—
買入外国為替	—	—
取立外国為替	—	—
その他資産	247,903	205,940
未決済為替貸	6,222	4,018
全信組連出資金	60,000	60,000
前払費用	—	—
未収収益	47,090	44,306
先物取引差入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
保管有価証券等	—	—
金融派生商品	—	—
その他の資産	134,590	97,615
有形固定資産	511,981	488,399
建物	291,947	274,242
土地	165,806	165,806
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	54,227	48,351
無形固定資産	5,588	5,800
ソフトウェア	—	—
のれん	—	—
その他の無形固定資産	5,588	5,800
繰延税金資産	—	—
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	47,105	26,654
貸倒引当金	△ 1,108,175	△ 1,200,407
(うち個別貸倒引当金)	(△ 1,026,842)	(△ 1,096,465)
資産の部合計	33,281,203	32,500,007

(単位：千円)

科 目 (負債の部)	金 額	
	平成20年度	平成21年度
預金積金	31,856,564	31,284,941
当座預金	83,926	115,629
普通預金	9,303,506	9,210,802
貯蓄預金	262,796	268,367
通知預金	—	—
定期預金	20,610,298	20,162,460
定期積金	1,526,439	1,472,961
その他の預金	69,596	54,721
譲渡性預金	—	—
借入金	—	—
当座借越	—	—
再割引手形	—	—
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマースナル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
外国他店預り	—	—
外国他店借	—	—
売渡外国為替	—	—
未払外国為替	—	—
その他負債	258,571	216,841
未決済為替借	4,966	5,362
未払費用	142,544	103,401
給付補てん備金	2,527	2,592
未払法人税等	697	857
前受収益	19,995	16,192
払戻未済金	61,403	59,835
職員預り金	18,699	23,108
先物取引受入証拠金	—	—
先物取引差金勘定	—	—
借入商品債券	—	—
借入有価証券	—	—
売付商品債券	—	—
売付債券	—	—
金融派生商品	—	—
その他の負債	7,737	5,491
賞与引当金	—	—
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	39,807	39,807
役員退職慰労引当金	5,735	6,802
偶発損失引当金	5,531	7,158
睡眠預金払戻損失引当金	656	297
特別法上の引当金	—	—
金融商品取引責任準備金	—	—
繰延税金負債	12	740
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	47,105	26,654
負債の部合計	32,213,986	31,583,245
(純資産の部)	—	—
出資金	906,105	851,731
普通出資金	546,105	491,731
優先出資金	360,000	360,000
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	360,000	161,084
資本準備金	360,000	161,084
その他資本剰余金	—	—
利益剰余金	△ 198,915	△ 97,742
利益準備金	274,500	—
その他利益剰余金	△ 473,415	△ 97,742
特別積立金	—	—
(うち経営安定積立金)	—	—
当期末処理損失金	473,415	97,742
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
組合員勘定合計	1,067,189	915,072
その他有価証券評価差額金	28	1,689
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
評価・換算差額等合計	28	1,689
純資産の部合計	1,067,217	916,762
負債及び純資産の部合計	33,281,203	32,500,007

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法(または部分純資産直入法)により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年
動 産	3年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当てを行っております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、必要額を計上しております。また、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項(21年3月31日現在)

年金資産の額	281,789百万円
年金財政計算上の給付債務の額	352,421百万円
差引額	△ 70,631百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(又は加入人数割合あるいは給与総額割合)
(自20年4月1日～至21年3月31日) 0.360%
- 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
なお、常勤役員の退職慰労引当金は計上しておりません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金の将来における支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
- 理事及び監事に対する金銭債権総額 266百万円
- 理事及び監事に対する金銭債務総額 ー百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 520百万円
- 貸出金のうち、破綻先債権額は644百万円、延滞債権額は2,455百万円あります。
なお、破綻先債権とは元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息

- の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は42百万円あります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額に該当するのはありません。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,141百万円あります。
なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、電子計算機等及び営業用車両についてリース契約により使用しています。
 - 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、69百万円あります。
 - 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	ー百万円
	有価証券	ー百万円
	借入金	ー百万円

担保資産に対応する債務
上記のほか、公金取扱い、為替取引のために預け金400百万円を担保として提供しております。また、全国信用協同組合連合会への保障基金定期預金として、払戻しに制限のある預け金120百万円を預け入れております。
 - 出資1口当たりの純資産は400円14銭です。
 - 金融商品の状況に関する事項
(1) 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
(3) 金融商品に係るリスク管理体制
① 信用リスクの管理
当組合は、リスクに関する管理規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われております。
さらに、信用管理の状況については、融資部がチェックしております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
② 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、ALMを通して、適時に資産管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスなどによって、流動性リスクを管理しております。
(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあり得ます。
 - 金融商品の時価等に関する事項
平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

■ 資金調達

● 預金種目別平均残高

(単位：千円・%)

種 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	10,551,107	30.5	10,912,204	32.3
定期性預金	24,051,872	69.5	22,908,276	67.7
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	34,602,980	100.0	33,820,480	100.0

● 定期預金種類別残高

(単位：千円・%)

種 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固定金利定期預金	18,467,924	89.6	19,874,922	98.6
変動金利定期預金	2,142,374	10.4	287,538	1.4
その他の定期預金	—	—	—	—
合 計	20,610,298	100.0	20,162,460	100.0

■ 資金運用

● 貸出金種類別平均残高

(単位：千円・%)

科 目	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	134,965	0.5	82,217	0.4
手形貸付	1,794,331	7.3	1,312,659	5.5
証書貸付	21,396,348	86.9	20,919,471	88.4
当座貸越	1,311,505	5.3	1,338,590	5.7
合 計	24,637,150	100.0	23,652,939	100.0

● 貸出金金利区分別残高

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度
固定金利貸出	11,663,801	10,938,563
変動金利貸出	12,466,570	11,778,446
合 計	24,130,371	22,717,009

● 貸出金業種別残高・構成比

(単位：千円・%)

業 種 別	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製造業	1,427,051	5.9	1,309,493	5.8
農 業	149,333	0.6	161,999	0.7
林 業	—	—	—	—
漁 業	84,963	0.4	82,302	0.4
鉱 業	—	—	—	—
建設業	2,320,828	9.6	2,081,836	9.1
電気・ガス・熱供給・水道業	47,457	0.2	53,531	0.2
情報通信業	76,592	0.3	14,283	0.1
運輸業	836,982	3.4	708,398	3.1
卸売・小売業	3,463,017	14.4	3,155,094	13.9
金融・保険業	2,122	0.0	2,094	0.0
不動産業	750,156	3.1	748,230	3.3
各種サービス業	3,515,352	14.6	3,406,954	15.0
その他の産業	328,833	1.4	301,783	1.3
小 計	13,002,692	53.9	12,026,003	52.9
地方公共団体	3,816,502	15.8	3,585,627	15.8
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,311,177	30.3	7,105,379	31.3
合 計	24,130,371	100.0	22,717,009	100.0

● 預金者別預金残高

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	26,350,569	82.7	25,704,999	82.2
法人	5,505,995	17.3	5,580,133	17.8
一般法人	3,419,921	10.7	3,144,892	10.0
金融機関	7,873	0.0	37,582	0.1
公 金	2,078,201	6.6	2,397,659	7.7
合 計	31,856,564	100.0	31,285,132	100.0

● 財形貯蓄残高

該当事項なし

● 貸出金使途別残高

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運転資金	15,992,268	66.3	15,069,592	66.3
設備資金	8,138,103	33.7	7,647,417	33.7
合 計	24,130,371	100.0	22,717,009	100.0

● 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消費者ローン	2,103,576	43.5	2,251,905	46.6
住宅ローン	2,734,361	56.5	2,579,078	53.4
合 計	4,837,937	100.0	4,830,983	100.0

● 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当組合預金積金	平成20年度末	361,131	1.50	
	平成21年度末	408,871	1.80	
有価証券	平成20年度末	—	—	
	平成21年度末	—	—	
動 産	平成20年度末	—	—	
	平成21年度末	—	—	
不動産	平成20年度末	7,919,246	32.80	40,992
	平成21年度末	6,591,969	29.02	22,112
その他	平成20年度末	—	—	
	平成21年度末	—	—	
小 計	平成20年度末	8,280,377	34.30	40,992
	平成21年度末	7,000,840	30.82	22,112
信用保証協会・信用保険	平成20年度末	7,118,397	29.50	5,812
	平成21年度末	7,680,965	33.81	4,542
保 証	平成20年度末	7,210,703	29.90	301
	平成21年度末	6,702,859	29.51	—
信 用	平成20年度末	1,520,894	6.30	
	平成21年度末	1,332,345	5.86	
合 計	平成20年度末	24,130,371	100.00	47,105
	平成21年度末	22,717,009	100.00	26,654

■ 資金運用

● 有価証券種類別平均残高

(単位：千円・%)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	686,029	48.1	315,329	21.8
地方債	714,617	50.1	883,261	60.9
短期社債	—	—	—	—
社 債	—	—	146,301	10.1
金融債	9,041	0.6	87,671	6.0
株 式	17,814	1.2	17,003	1.2
外国有価証券	—	—	—	—
その他の証券	—	—	—	—
合 計	1,427,502	100.0	1,449,568	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有していません。

● 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：千円・%)

区 分	期間の定めなし	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	平成20年度末	800,531			100,910
	平成21年度末	399,981			293,930
地方債	平成20年度末	30,216		697,221	
	平成21年度末		101,060	1,001,229	
短期社債	平成20年度末				
	平成21年度末				
社 債	平成20年度末	100,000			
	平成21年度末		200,000		
株 式	平成20年度末	17,000			
	平成21年度末	18,450			
外国証券	平成20年度末				
	平成21年度末				
その他の証券	平成20年度末				
	平成21年度末				
合 計	平成20年度末	17,000	930,747	697,221	100,910
	平成21年度末	18,450	399,981	301,060	293,930

■ 国際業務

● 外国為替取扱高

該当事項なし

● 外貨建資産残高

該当事項なし

■ 証券業務

● 公共債引受額

該当事項なし

● 公共債窓販実績

該当事項なし

● 当組合の子会社

該当事項なし

● 商品有価証券の種類別平均残高

該当事項なし

■ その他業務

● 内国為替取扱実績

(単位：件・千円)

区 分		平成20年度		平成21年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
振込送金	他の金融機関向け	61,118	24,103	54,538	19,627
	他の金融機関から	55,669	30,978	58,223	21,571
代金取立	他の金融機関向け	829	520	768	457
	他の金融機関から	956	756	695	382

● 代理貸付残高の内訳

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度
全国信用協同組合連合会	33,763	20,182
商工組合中央金庫	—	—
中小企業金融公庫	—	—
国民生活金融公庫	—	—
日本政策金融公庫	41,459	26,290
住宅金融支援機構	—	—
年金資金運用基金	—	—
雇用・能力開発機構	—	—
社会福祉・医療事業団	—	—
その他	—	—
合 計	75,222	46,472

■ リスク管理債権の状況、金融再生法開示債権の状況

● リスク管理債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	残 高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C)/A	
破綻先債権	平成20年度	589,984	333,482	256,501	100.00
	平成21年度	644,386	345,375	299,010	100.00
延滞債権	平成20年度	2,737,366	1,624,314	756,400	86.97
	平成21年度	2,455,376	1,424,275	792,464	90.28
3 か月以上延滞債権	平成20年度	59,066	52,616	6,450	100.00
	平成21年度	42,111	35,281	6,830	100.00
貸出条件緩和債権	平成20年度	—	—	—	—
	平成21年度	—	—	—	—
合 計	平成20年度	3,386,416	2,010,412	1,019,352	89.47
	平成21年度	3,141,873	1,804,931	1,098,306	92.40

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ、会社更生法等の規定による更正手続き開始の申立てがあった債務者、口、民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者、ハ、破産法の規定による破産の申立てがあった債務者、ニ、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てがあった債務者、ホ、手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3 か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3 か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金(記1.~3.を除く)です。
5. 「担保・保証付与債権(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を掲載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
7. 「保全率(B+C)/A」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

● 金融再生法開示債権および同債権に対する保全額

(単位：千円・%)

区 分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/A	貸倒引当金当率 (C)/(A-B)	
破綻更正債権及びこれらに準ずる債権	平成20年度	1,856,523	1,034,484	822,038	1,856,523	100.00	100.00
	平成21年度	1,863,413	1,045,505	817,907	1,863,413	100.00	100.00
危険債権	平成20年度	1,479,445	931,929	190,863	1,122,793	75.89	34.86
	平成21年度	1,238,311	726,107	273,568	999,675	80.73	53.41
要管理債権	平成20年度	59,066	52,616	6,450	59,066	100.00	100.00
	平成21年度	42,111	35,281	6,830	42,111	100.00	100.00
不良債権計	平成20年度	3,395,034	2,019,030	1,019,352	3,038,382	89.49	74.08
	平成21年度	3,143,836	1,806,893	1,098,306	2,905,200	92.41	82.15
正常債権	平成20年度	20,823,814	—	—	—	—	—
	平成21年度	19,628,030	—	—	—	—	—
合 計	平成20年度	24,218,848	—	—	—	—	—
	平成21年度	22,771,866	—	—	—	—	—

- (注) 1. 「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれに準じる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営業績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取ができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3 か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営業績に問題がない債権で、「破産更正債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。
7. 金額は、決算後(償却後)の計数です。

■ 貸出金の償却、貸倒引当金

● 貸倒引当金の内訳

(単位：千円)

項 目	平成20年度		平成21年度	
	期末残高	増 減 額	期末残高	増 減 額
一般貸倒引当金	81,333	9,156	103,941	22,608
個別貸倒引当金	1,026,842	114,155	1,096,465	69,623
貸倒引当金合計	1,108,175	123,311	1,200,407	92,232

- (注) 1. 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。
2. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

● 貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	平成20年度	平成21年度
貸出金償却額	4,729	2,404

■ 自己資本の充実の状況について

自己資本の構成に関する事項

● 定性的な開示事項

◆自己資本調達手段の概要(平成21年度現在)

自己資本は、基本的項目(Tier1)と補完的項目(Tier2)で構成されております。

平成21年度末の自己資本の基本的項目につきましては、資本準備金、地域の皆様よりの出資金及び優先出資からなっております。

また、補完的項目としては、一般貸倒引当金からなっております。

◆自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率はもちろんのこと基本的項目(Tier1)比率の状況についても、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っております。

また、当組合では、各エクスポージャーが一区分に集中することなく、リスク分散に努めております。

一方、将来の自己資本充実策については、利益による資本の積上げや出資金の増強などを施策と考えております。

● 定量的な開示事項

(単位：千円)

種 目	平成20年度	平成21年度
出資金	906,105	851,731
非累積的永久優先出資	360,000	360,000
優先出資申込証拠金	—	—
資金準備金	161,084	63,341
その他資本剰余金	—	—
利益準備金	—	—
特別積立金	—	—
次期繰越金	—	—
その他	—	—
自己優先出資(Δ)	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価損(Δ)	—	—
営業権相当額(Δ)	—	—
のれん相当額(Δ)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(Δ)	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額(Δ)	—	—
内部格付手法採用組合において期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(Δ)	—	—
基本的項目(A)	1,067,189	915,072
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
一般貸倒引当金	81,333	103,941
内部格付手法採用組合において適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額(Δ)	—	7,081
補完的項目(B)	81,333	96,860
自己資本総額[(A+B)]=(C)	1,148,522	1,011,932
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	—	—
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	—	—
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ/Oストリップス(告示第223条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額(Δ)	—	—
控除項目計(D)	—	—
自己資本額[(C)-(D)]=(E)	1,148,522	1,011,932
(リスク・アセット等)	—	—
資産(オン・バランス)項目	15,044,043	13,984,406
オフ・バランス取引等項目	32,589	15,273
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,543,473	1,497,950
リスク・アセット等計(F)	16,620,106	15,497,629
単体Tier1比率(A/F)	6.42%	5.90%
単体自己資本比率(E/F)	6.91%	6.52%

- (注) 1. 「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年度金融庁告示第22号)に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。
2. 「一般貸倒引当金」欄には、偶発損失引当金のうち一般貸倒引当金に準じるものを含んでおります。

【資料】

自己資本の充実度に関する事項

●貸出金償却額

(単位：千円)

区分	平成20年度		平成21年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	15,076,632	603,065	13,999,679	559,987
①標準的手法が摘要されるポートフォリオごとのエクスポージャー	15,076,632	603,065	13,999,679	559,987
(I) ソブリン向け	267,512	10,700	209,897	8,395
(II) 金融機関向け	1,374,647	54,985	1,504,099	60,163
(III) 法人等向け	5,111,021	204,440	4,377,910	175,116
(IV) 中小企業等・個人向け	2,269,395	90,775	2,378,148	95,125
(V) 抵当権付住宅ローン	536,239	21,449	524,435	20,977
(VI) 不動産取得等事業向け	260,990	10,439	34,293	1,371
(VII) 三月以上延滞等	2,321,450	92,858	2,106,198	84,247
(VIII) 上記以外	2,935,374	117,415	2,864,694	114,587
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク	1,543,473	61,738	1,497,950	59,918
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	16,620,106	664,804	15,497,629	619,905

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 上記以外とは、(I)～(VII) 以外のリスク・アセットのことで、預け金、出資金、株式、固定資産などであります。
 6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。
 <オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 7. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

※自己資本比率の算出方法について

新BIS規制では、自己資本比率を計算するに際しての「分母」には、信用リスク・アセットに加えて、オペレーショナルリスク相当額を当局が定める8%で除して得た額を計上することになりました。
 オペレーショナルリスクとは、システム障害や不祥事、事務ミス等により損失を破るリスクのことであり、オペレーショナルリスク相当額の計算に当たっては、①基礎的手法②粗利益分配手法③先進的計測手法の3つの手法がありますが、当組合では、基礎的手法を採用し、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナルリスク相当額としています。
 また、信用リスク・アセットの計算に当たっても、新BIS規制では、①標準的手法②基礎的內部格付手法③先進的內部格付手法の3つの手法から選択することとなりましたが、当組合では、標準的手法を採用しています。
 さらに、標準的手法での信用リスク・アセットの計算は、資産の項目毎に、所定のリスク・ウェイト（損失が発生する危険度に応じた掛け目）を掛けて、それを合計して求めるわけですが、新BIS規制では、この掛け目も見直され、抵当権付き住宅ローンや、残高1億円以下の中小企業向け融資の掛け目が減らされる一方で、3ヵ月以上支払いが滞っている融資については、引当率に応じて最大150%まで掛け目が増やされる等、リスクの大小に応じて、よりキメ細かく、信用リスク、アセットを算出することとなりました。

《新BIS規制》

$$\frac{\text{自己資本総額}}{\text{信用リスク・アセット+オペレーショナルリスク相当額を8\%で割って得た額}} \times 100(\%)$$

信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

●定性的な開示事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

7ページのリスク管理体制をご参照ください。なお評価計測については標準的手法を採用しております。

◆貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準規程」、「償却・引当基準規程」、「自己査定基準書」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監事による監査を受けるなど適正な計上に努めております。

◆リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の3つの機関を採用しております。なお、エクスポージャー種類ごとに適格格付機関の使分けは行なっておりません。

◇ムーディーズ (Moody's) ◇ 日本格付研究所 (JCR) ◇ 格付け投資情報センター (R&I)

●定量的な開示事項

◆信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高

(単位：千円)

エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヶ月以上延滞エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		平成20年度	平成21年度		
業種区分期間区分	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度	平成20年度	平成21年度
製造業	1,485,196	1,363,897	1,485,196	1,363,897	—	—	—	—	46,215	18,281
農業	286,270	295,723	286,270	295,723	—	—	—	—	176	3,956
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	85,575	83,180	85,575	83,180	—	—	—	—	83,686	81,376
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	2,421,006	2,196,858	2,421,006	2,196,858	—	—	—	—	453,139	551,859
電気・ガス・熱供給・水道業	47,592	53,538	47,592	53,538	—	—	—	—	—	—
情報通信業	76,594	14,289	76,594	14,289	—	—	—	—	—	—
運輸業	843,888	713,683	843,888	713,683	—	—	—	—	23,003	151,897
卸売・小売業	3,719,482	3,376,312	3,719,482	3,376,312	—	—	—	—	451,352	494,492
金融・保険業	2,337	2,667	2,337	2,667	—	—	—	—	—	—
不動産業	811,405	795,889	811,405	795,889	—	—	—	—	236,063	222,443
各種サービス業	3,958,231	3,796,312	3,958,231	3,796,312	—	—	—	—	968,245	921,818
国・地方公共団体	3,816,593	3,585,715	3,816,593	3,585,715	—	—	—	—	—	—
個人	6,325,726	6,185,119	6,325,726	6,185,119	—	—	—	—	290,484	244,262
その他	9,435,536	10,114,412	9,435,536	10,114,412	—	—	—	—	206,660	206,660
業種別合計	33,315,431	32,577,594	33,315,431	32,577,594	—	—	—	—	2,759,027	2,897,049
1年以下	20,844,446	18,719,218	20,844,446	18,719,218	—	—	—	—	—	—
1年超3年以下	3,190,291	3,835,382	3,190,291	3,835,382	—	—	—	—	—	—
3年超5年以下	2,158,115	2,274,293	2,158,115	2,274,293	—	—	—	—	—	—
5年超7年以下	1,929,577	1,908,740	1,929,577	1,908,740	—	—	—	—	—	—
7年超10年以下	1,343,447	1,437,782	1,343,447	1,437,782	—	—	—	—	—	—
10年超	861,939	876,212	861,939	876,212	—	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,345,415	3,046,094	2,345,415	3,046,194	—	—	—	—	—	—
その他	642,201	479,873	642,201	479,873	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	33,315,431	32,577,594	33,315,431	32,577,594	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難なエクスポージャーです。
 4. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

【資料】

◆業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：千円)

業種区分	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		期末残高		平成20年度	平成21年度
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度		
製造業	20,922	26,030	5,108	△ 14,225	26,030	11,805	—	21,132
農業	—	—	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	8,976	13,660	4,684	6,520	13,660	20,180	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	343,109	230,022	△ 113,087	11,531	230,022	241,553	211,124	58,415
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	10,587	12,946	2,359	69,449	12,946	82,395	—	—
卸売・小売業	160,363	206,163	45,800	△ 31,642	206,163	174,521	22,838	17,760
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	16,633	24,319	7,686	13,836	24,319	38,155	—	—
各種サービス業	196,431	341,499	145,068	△ 6,051	341,499	335,448	48,626	2,986
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	115,703	120,907	5,204	6,294	120,907	127,201	5,050	15,613
その他	26,847	37,940	11,093	22,272	37,940	60,212	—	—
業種別合計	899,237	1,012,989	113,752	78,486	1,012,989	1,091,475	287,638	115,906

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 2. 貸出金償却は、個別貸倒引当金控除前の金額で表示しております。
 3. 当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

◆リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：千円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分1(%)	エクスポージャーの額			
	平成20年度		平成21年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	6,393,023	—	6,325,342
10%	—	5,546,257	—	2,911,663
20%	—	6,873,241	—	7,520,500
35%	—	1,397,126	—	1,373,825
50%	1,582,031	192,092	1,079,722	2,612,644
75%	—	2,077,988	—	2,471,921
100%	—	8,044,349	—	7,555,206
150%	—	1,209,324	—	726,771
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合計	1,582,031	31,733,400	1,079,722	31,497,872

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

信用リスク削減手法に関する事項

● 定性的な開示事項

◆信用リスクの削減手法に関するリスク管理方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。

したがって、担保又は保証に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱いに努めております。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、不動産等、保証には人的保証・信用保証協会保証・民間保証等がありますが、その手続については、当組合が定める各種規程及び「不動産担保評価基準書」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規程・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

● 定量的な開示事項

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：千円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	363,013	406,929	892,748	817,492	—	—
①ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③法人等向け	26,386	11,822	23,760	22,140	—	—
④中小企業等・個人向け	292,509	342,665	153,942	156,400	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	—	—	517,839	490,989	—	—
⑥不動産取得等事業向け	—	—	54,036	43,034	—	—
⑦三月以上延滞等	—	—	53,899	33,637	—	—
⑧上記以外	44,118	52,442	89,272	71,292	—	—

(注) 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

オペレーショナル・リスクに関する事項

● 定性的な開示事項

◆リスク管理の方針及び手続の概要

当組合では、オペレーショナル・リスクを「内部管理プロセス・人・システムが不適切であること若しくは機能しないこと、又は外的事象が起因となり当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しています。当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク、人的リスクなどの幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、確実にリスクを認識し評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢の整備に努めております。これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会や部長会議等で協議検討するとともに、必要に応じて経営陣による、常務会や理事会等において、報告する態勢を整備しております。

◆オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、基礎的手法を採用しております。

出資等エクスポージャーに関する事項

● 定性的な開示事項

◆出資その他これに類するエクスポージャーまたは株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、出資金、その他の出資金が該当します。

選べる金利 選べる金額
 融資金利は、4段階です。
 5.0% 7.0% 10.0% 14.0%
Super Free Loan
 スーパーフリーローン
「借」かりとく「得」
 せんぼくのフリーローンが変わります
 お祝いも自由 OK! 借入も自由 OK!
 お祝いもOK! 借入もOK!

選べる2コース
Scket Card **ポケットローン**
 スピード審査でかんたん融資!
 お祝いも自由 OK! 借入も自由 OK!
 お祝いもOK! 借入もOK!

【資料】

そのうち、上場株式、非上場株式にかかるリスクの認識については、保有時価一覧表を定期的に作成し、時価評価によるリスク計測によって把握しております。また、当組合が保有している出資金、その他の出資金に関しては、売却等を行う目的のものではなく時価等はありません。

これらのリスク状況は、一覧表を基に定期的な評価を実施しており、その状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

● 定量的な開示事項

◆ 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：千円)

区 分		うち、売買目的有価証券に該当するもの			うち、その他有価証券で時価のあるもの				
		貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		
							うち益	うち損	
上 場 株 式	平成20年度	4,650	—	—	11,500	4,650	△ 6,850	△ 6,850	—
	平成21年度	6,100	—	—	4,650	6,100	1,450	1,450	—
非上場株式等	平成20年度	72,350	—	—	—	—	—	—	—
	平成21年度	72,350	—	—	—	—	—	—	—
合 計	平成20年度	77,000	—	—	11,500	4,650	△ 6,850	△ 6,850	—
	平成21年度	78,450	—	—	4,650	6,100	1,450	1,450	—

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。ものではなく時価もありませんので貸借対照表計上額のみ開示しております。
2. 非上場株式の主なものは全信組連出資金などであり、売却等を行う目的です。

◆ 子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

該当する取引はありません。

◆ 出資等エクスポージャーの売却及び償却を伴う損益の額

該当する取引はありません。

銀行勘定における金利リスクに関する事項

● 定性的な開示事項

◆ リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、金利・為替など市場価格の変動によって将来の収益が変動するリスクのことで、一定の市場変化に対する損益の影響度を常に管理・把握することが重要です。

当組合では、こうした変動するリスクを管理・把握するためにALMシステムを活用し、計量的測定資料を基に金利や損益状況の定期的な評価・計測を行っております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響など、ALMシステムにより計測を行い、適切なコントロールにより、資産・負債の総合的な管理に努めております。また、これらのリスク状況は、定期的及び必要に応じて常務会や理事会に報告を行うなど、迅速で的確な対応が取れる態勢にも努めております。

◆ 内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

◇ 計測手法 金利ラダー方式（再評価方式）

◇ コア預金 対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄など）

算定方法：①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限

満 期：5年以内（平均2.5年）

◇ 金利感応資産 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債

◇ 金利ショック幅 99%タイル値又は1%タイル値

◇ リスク計測度 四半期

● 定量的な開示事項

◆ 銀行勘定における金利リスクに関して、内部管理上使用した金利ショックに対する損益または経済的価値の増減額

(単位：百万円)

項 目	金 額
金 利 リ ス ク	269

【用語解説】

貸借対照表の用語

(1) 資産の部

1. 現金

一般に現金とは、紙幣および硬貨ですが、この勘定が処理されるのは、これら通貨の他、通貨に準ずるものも含まれます。

通貨に準ずるものは、直ちに通貨に引き換え得るものであって、手形交換決済可能な当座小切手・自己宛小切手・送金小切手・満期の手形・配当金領収証・公社債利札・郵便為替証書・振替貯金払出証書等で、交換決済不可能なものは除かれます。(通貨に準ずるもののうち、支払場所が自店のものを当座券、自店以外のものを他店券という。)

2. 預け金

信用組合は、支払準備または余裕資金の運用として他金融機関へ預金を行っております。この預金の預け入れ、払い出しをこの勘定で処理します。預け金の内訳は、当座・普通・通知・定期の各預金および郵便貯金・郵便振替貯金等があります。

3. 買入手形

手形割引市場を通じ、他の金融機関から取得した複名手形・単名手形・銀行振出手形等を処理する勘定です。

4. コールローン

手許余裕資金の一時的、かつ短期に運用する手段としてコール市場を通じて他の金融機関に放出する短期貸付金を処理する勘定です。

5. 買現先勘定

買現先勘定（債券等を受入担保とした資金の貸付）を処理する勘定です。

6. 債券貸借取引支払保証金

現金担保付債券貸借取引で担保として差入れた取引担保金を処理する勘定です。また、株式貸借取引についてもこの勘定で処理することが考えられます。

7. 買入金銭債権

金銭債権を買入れた場合に計上します。具体的には、コマース・ペーパー（特定目的会社が発行する約束手形を含む）、住宅ローン債権信託等の受益権証書、抵当証券の買入れなどがあります。

8. 金銭の信託

余裕資金の運用として行う金銭の信託の信託受益権を処理する勘定です。金銭の信託の種類は、金銭信託と金銭信託以外の金銭の信託があります。このうち金銭信託には、指定金銭信託・特定金銭信託の2種類があり、指定金銭信託はさらに単独運用と合同運用の2方法があります。なお、信用組合は、組合員以外の方を貸付先とした特定金銭信託は行えないことになっております。運用目的の金銭の信託の構成物である有価証券は、売買目的有価証券とみなして時価評価し、評価差額は当期の損益として処理します。

9. 商品有価証券

証券ディーリング業務の許可を受けた信用組合がディーリング業務（不特定多数の一般顧客を相手に有価証券を売買する業務）のために、保有している有価証券を処理する勘定です。なお、内訳として商品国債・商品地方債・商品政府保証債・貸付商品債券・その他の商品有価証券の各勘定があります。

10. 有価証券

原則として証券取引法2条第1項及び第2項に規定される有価証券を計上します。有価証券のうち「国債」「地方債」「社債」はそれぞれ日本国内の地方公共団体、国内企業等の発行する債券への投資で三者をあわせて「公社債」ともいいます。「株式」は国内企業の発行する株式への投資です。「その他の証券」は証券投資信託受益証券や株式以外の出資証券など上記の有価証券以外の証券です。「貸付有価証券」は保有する株式や外国株式を貸し出した際に計上します。

11. 貸出金

信用組合が企業などにお金を融資する方法は、以下のとおりです。

① 割引手形

商取引による手形を割引当日から満期日までの利息を手形金額から差引いた金額で割引くものであって、この場合の手形が約束手形、為替手形であることを問いません。

② 手形貸付

信用証書の代わりに借主の振出した手形を受取って貸出すものです。

③ 証書貸付

借主から、借用証書を受取って貸出するものです。形式には公正証書、私署証書があります。

④ 当座貸越

当座貸越契約に基づき、契約限度額まで貸越を認める貸付であります。総合口座・カードローンも含まれます。

12. 外国為替

為替（かわせ）とは交換の意味で、外国為替取引において使用

する勘定です。内訳として外国他店預け・外国他店貸・買入外国為替・取立外国為替の各勘定があります。

13. その他の資産

他のいずれの科目にも属さない資産で次のものがあります。未決済為替貸・全信組連出資金・商工中金出資金・その他出資金・前払費用・未収収益・先物取引差入証拠金・先物取引差金勘定・保管有価証券・金融派生商品・仮払金・その他の資産・本店勘定

14. 有形固定資産

建物・土地・リース資産（有形）・建設仮勘定・その他の有形固定資産を処理する勘定です。

15. 無形固定資産

ソフトウェア・のれん・リース資産（無形）・その他の無形固定資産を処理する勘定です。

16. 繰延税金資産

税効果会計の適用により、将来回収が見込まれる税金の額を資産として計上します。

17. 再評価に係る繰延税金資産

土地の再評価に関する法律により信用組合が保有している事業用土地を、期末の時価により再評価を行った場合に、再評価後の帳簿価格が再評価前の帳簿価格を下回ったときに、その差額に対して法定実効税率を乗じた額を計上します。

18. 債務保証見返

債務保証の求償として得られる債務者に対する債権を示す勘定で、債務保証の対照勘定であって、貸借対照表上は必ず債務保証と同額で表されております。

19. 貸倒引当金

貸出金等の将来の貸倒れによる損失の見込額を引当金として引当て処理する勘定です。繰入れの時期は期末に限定され、期末に資産勘定の貸倒引当金から利益勘定の貸倒引当金取崩額に全額戻入れたうえ、損失勘定の貸倒引当金繰入額で支出し、資産勘定の貸倒引当金に控除項目として計上します。正常先債権、要注意先債権については、その貸倒実績率等に基づき予想損失額を算定し、予想損失額に相当する額を一般貸倒引当金として計上します。

20. うち個別貸倒引当金

破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権について、その貸倒見込額を引当て計上します。なお、翌期末には、個別貸倒引当金を全額取崩し、新たに貸倒見込み額を引当て計上します。

(2) 負債の部

21. 預金積金

① 当座預金

当座預金取引契約に基づき預金を受入れ、その支払いは預金者振出しの小切手等の呈示によって行われます。当座預金の受払いは頻繁であるのが通常であり、その取扱管理は相当の手法を要するので、この預金の利息は無利息です。

② 普通預金

この預金は受払いに通帳等が利用される預入れ・払出しの自由な預金です。その残高に対して所定の利息が支払われます。

③ 貯蓄預金

期間の定めおよび据置期間がなく普通預金と違って決済性に制約が設けられており、給振り・年金・配当金の自動受取口座に指定すること等はできない預金です。

④ 通知預金

一種の期限付預金で預入後据置期間は7日間、その後の払戻しは2日間の予告をもって取扱います。

⑤ 定期預金

預入時にあらかじめ預入期間を定めて預入れられる預金で、支払期日が確定した一定期間預金者が引出さないことを約した期限付預金です。この預金には期日指定定期預金・積立定期預金も含まれます。

⑥ 定期積金

一定期間掛金を払込み、満期日に一定の給付金額を支払う積金です。

⑦ その他の預金

上記のいずれにも該当しない預金です。(別段預金・納税準備預金などが含まれております。)

22. 譲渡性預金

期間の定めがある指名債権譲渡方式で譲渡が可能な定期預金です。

23. 借入金

① 借入金

他の金融機関等からの借入れで、手形または借用証書によって貸金の融通を受けた場合に処理します。借入金の支払利息は、借入金利息で処理します。

② 当座貸越

他の金融機関との間において当座貸越契約を締結し、この契約に基づいて貸越取引が発生した場合に処理します。当座貸越の支払利息は、当座貸越利息で処理します。

- ③ 再割引手形
取引者に対して手形の割引または貸付を行った結果、取得していた手形を手形期日前に全信組連、銀行等に裏書譲渡して資金を調達することがありますが、このような場合にこの科目で処理します。
24. 売渡手形
手形割引市場および円建銀行引受手形市場を通じ、他の金融機関に譲渡した複名手形・単名手形及び銀行引受手形を処理します。
25. コールマネー
短資業者等からコール市場を通じて借られる短期借入金を処理します。なお、信用組合の場合、外貨コールマネーによる残高のみ計上処理します。
26. 売現先勘定
売現先取引（債券等を担保とした資金の借入れ）を金融取引として行った場合の借入金を処理する。一定期間内に一定の価格で買い戻す条件で債券・T B ・N C D等を売却する取引きであり、短期間の資金調達や金利裁定等を目的としています。
27. 債券貸借取引受入担保金
現金担保付債券貸借取引で担保として受け入れた取引担保金を処理します。
28. コマーシャルペーパー
信用組合が短期資金（期間9か月以内、2～6か月ものが多い）を調達するために、無担保単名の約束手形であるコマーシャル・ペーパー（証取法上の有価証券）を発行した際に、この勘定で処理します。
29. 外国為替
これは資産の部9.と同様で、内訳として外国他店預り・外国他店借・売渡外国為替・未払外国為替の各勘定があります。
30. その他負債
他のいずれの科目にも属さない負債です。主なものは、未払の税金や経費などを計上する未払費用、未払利息などです。
31. 賞与引当金
職員への賞与の支給見込額を引当金として処理する勘定です。
32. 役員賞与引当金
役員への賞与の支給見込額を引当金として処理する勘定です。
33. 退職給付引当金
退職給付会計基準に基づく退職給付引当金を処理する勘定です。
34. 役員退職慰労金引当金
協合法施行規則に基づく役員退職慰労引当金を計上処理する勘定です。
35. 特別法上の引当金
受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融商品取引法等の規程により算出した額を計上します。
36. 繰延税金負債
税効果会計の適用により負債として計上される金額（将来支払が見込まれる税金の額）を処理します。
37. 再評価に係る繰延税金負債
信用組合が保有している事業用土地を、期末の時価により再評価を行った場合に、再評価後の帳簿価格が再評価前の帳簿価格を上回ったとき、その差額に対して法定実効税率を乗じた額を計上します。
38. 債務保証
債務保証勘定は、代理貸付等にもない信用組合が顧客債務の保証を行った場合に、その代理貸付委託機関等に対する保証債務を処理します。信用組合の債務保証については制限がありますので、注意して取扱わなければなりません。代理業務に付随する債務保証は、代理貸付に対する一定割合とされており、その割合による債務保証額を計上処理します。なお、債務保証の対照勘定として、債務保証と同額の債務保証見返が資産に計上されます。
- (3) 純資産の部
39. 出資金
信用組合の出資金を処理する勘定で、組合員から受け入れた「普通出資金」、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に基づき発行した「優先出資金」を処理します。
40. 優先出資申込証拠金
優先出資の引受人から受入れた優先出資払込金を払込期日に処理します。
41. 資本剰余金
資本に関わる剰余金を処理する勘定で、内訳として優先出資の発行価格のうち資本に組み入れない額等を処理する「資本準備金」及び「その他資本剰余金」があります。
42. 利益剰余金
利益に関わる剰余金を処理する勘定で、内訳として剰余金のうち法定で積み立てる「利益準備金」と任意で積み立てる「その他利益剰余金」があり、「その他利益剰余金」には、総会（総代会）決議を得て積み立てる「特別積立金（目的積立金を含む）」、翌年に繰り越された金額を処理する「前期繰越金」及び「未処分剰余

- 金」があります。
43. 自己優先出資
自組合が発行した優先出資を取得した場合に処理します。（純資産勘定の控除項目）
44. 自己優先出資申込証拠金
自己優先出資の処分については、新優先出資発行の手に準じ、払込期日の翌日に認識することとされています。そのため、払込期日までに受領した自己優先出資の処分対価相当額を、処分認識を行うまでの間、この勘定で処理します。
45. その他有価証券評価差額金
「その他有価証券」および「その他の金銭の信託」の評価差額金（評価差額から法定実効税率を乗じた額を控除した後の金額）を計上（直入）します。
46. 繰延ヘッジ損益
繰延ヘッジ会計により発生した繰延損益を処理します。
47. 土地再評価差額金
土地の再評価に関する法律により土地の再評価を行った場合に再評価後の帳簿価額と再評価前の帳簿価額の差額に対して法定実効税率を乗じた額を控除した後の金額を計上します。

損益計算書の用語

- 経常収益
信用組合事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する収益です。信用組合の場合、資金運用収益、役員取引等収益、その他業務収益、その他経常収益に区分されています。
- 資金運用収益
信用組合がお金を運用して得た利息収益のことです。この利息収益のなかで最大のものはなんといっても「貸出金利息」で信用組合の収益の大勢をなしています。
- 役員取引等収益
「役員」とは要するにサービスのことで、信用組合は振込をはじめとする為替（決済）サービスをしておりますが、サービスには必要な費用（手数料）をいただきます。そして「受入為替手数料」の一例はみなさんからいただいた振込手数料です。また、「その他の役員収益」には、手形、小切手用紙交付手数料、口座振替手数料（振替契約先からいただくもの）、カードローン手数料、各種証明書発行手数料などがあります。
- その他業務収益
信用組合はモノの売買・経常的な収入によって収益をあげることが出来ます。（税金および負担金の過年度還付金や団体生命保険等の受取配当金がこれにあたります。）
- その他経常収益
主なものは、株式等売買益、金銭の信託運用益、その他の経常収益です。
- 経常費用
信用組合事業本来の営業活動により、毎年継続的に発生する費用です。信用組合の場合、資金調達費用、役員取引等費用、その他業務費用、経費、その他経常費用に区分されています。
- 資金調達費用
信用組合はみなさんから預かった預金に利息をつけなければなりません。信用組合がお金を調達した場合の費用としては当然ながらこの「預金利息」が最も大きいです。
- 役員取引等費用
役員提供を受ける対価として支払う費用です。これには、支払が替手数料、信用保証料などがあります。
- その他業務費用
経常的な業務で損が生じた場合に用いられます。たとえば「外国為替売買損」「商品有価証券売買損」「国債等債権売買損」など、商品有価証券、国債等を帳簿価格より下回った価格で売却した場合がこの「その他業務費用」となります。
- 経費
信用組合が営業活動するためには、一般の企業と同じようにいろいろいな費用が必要となります。「人件費」「物件費」「税金」などがあります。
- その他経常費用
① 「貸倒引当金繰入額」は将来発生する不良債権に備えて、過去の貸倒実績率に応じて積み立てておく「一般貸倒引当金」と個別の不良債権に備えておく「個別貸倒引当金」があります。
② 「貸出金償却」は貸出金のうち回収不能となったものを償却する場合にこの勘定で処理します。
③ 「株式等売却損」は株式等を売却し、その売却額が帳簿価格より低い場合その差額を処理します。
④ 「株式等償却」は期末において所有株式等の時価が帳簿価格より低いとき、その差額について帳簿価格を引き下げた場合に処理します。
- 経常利益（経常損失）
「経常利益」とは、「経常収益」と「経常費用」の差額で、1年間の事業活動の収支結果を表します。差額がマイナスの場合には、

- 「経常損失」となります。
13. 特別利益
臨時・突発的に発生する利益を計上します。主に、動産不動産処分益、償却債権取立益などを計上します。
14. 特別損失
臨時・突発的に発生する損失で、信用組合の通常の事業活動ではないものを計上します。主に、動産不動産処分損などを計上します。
15. 税引前当期純利益（税引前当期純損失）
経常利益（又は経常損失）に特別利益を加え、特別損失を控除したものです。差額がマイナスの場合には、「当期損失」となります。
16. 法人税、住民税及び事業税
当年度の所得にかかる法人税、住民税、事業税の合計金額です。
17. 法人税等調整額
税効果会計の適用に伴い生じる繰延税金資産と繰延税金負債の差額を期首と期末と比較した増減額を計上します。
18. 当期純利益又は当期純損失
税引前当期純利益から法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を控除した金額で、信用組合のすべての活動によって生じた利益又は損失を意味します。
19. 前期繰越金
前年度の利益処分において、処分保留のまま当年度に繰り越されたもので、あらかじめ当年度の利益処分の対象とするために計上した金額です。
20. 目的積立金取崩額
組合員勘定の目的積立金を目的に添って取崩した場合に処理する勘定です。
21. 当期末処分剰余金又は当期末処理損失金
当事業年度の剰余金（又は損失）処分において処分保留している金額を計上します。

自己資本関係の用語

- リスク・アセット
リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額です。
- 所要自己資本額
各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
- エクスポージャー
リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- ソブリン
各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指します。
- 抵当権付住宅ローン
パーゼルⅡにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。
- 不動産取得等事業者
不動産の取得又は運用を目的とした事業者です。
- オペレーション・リスク
組合の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステム・リスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれます。
- 基本的手法
オペレーション・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つです。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
- 総所要自己資本額
リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーション・リスクの各リスク・アセットの増額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
- 単体自己資本比率
単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーション・リスクの各リスク・アセットの総額）。
- Tier1（基本的項目）
自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の基本的項目であり、出資金・資本剰余金・利益剰余金などから構成されます。

- Tier2（補完的項目）
自己資本比率規制の中で使われる概念。自己資本の中の補完的項目であり、一般貸倒引当金・土地再評価差額金の45%相当額・負債性資本調達手段などから構成されます。
- Tier1比率
基本的項目の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、オペレーション・リスクの各リスク・アセットの総額）。
- 繰延税金資産
金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（又は収益）と税法上の損金（又は益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じます。

信用リスク関係の用語

- 信用リスク
取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合が損失を受けるリスクです。
- クレジットポリシー
与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものです。
- リスクウェイト
債券の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。
- A L M
A L M（Asset Liability Management）は、資産・負債の総合管理をいい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
- 適格格付機関
パーゼルⅡにおいて、金融機関がリスクを算出するに当たって、用いることができる格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準を照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めています。
- 信用リスク削減手法
組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、パーゼルⅡにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自組合預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自組合預金と貸出金の相殺等をいいます。

金利リスク関係の用語

- コア預金
明確な金利改定感覚がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定めます。
- 金利ショック
金利の変化（衝撃）のことで、上下200ベース・ポイントの平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法があります。
- パーセンタイル値
計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値のことで99パーセンタイル値は99パーセント目の値です。
- 金利リスク
市場における一般的な金利水準の変動に伴って当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいいます。
- アウトライヤー規制
銀行勘定における金利リスク量が自己資本（Tier1とTier2の合計額）に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行います。
- B P V
Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー）金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表します。
- G P S
Grid Point Sensitivity（グリッド・ポイント・センシティビティ）金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表します。
- ストレステスト
例外的だが蓋然性のある事象（9.11テロ、ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法です。